

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) との二者間会合 の概要

ASBJ専門研究員 **やまね ゆういち**
山根 雄一

1. はじめに

2017年5月17日と18日に、企業会計基準委員会（ASBJ）と欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group；EFRAG）の代表者による会合が東京にて開催された。ASBJは、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議等の機会を利用して、これまでも非公式にEFRAGとの情報交換及び意見交換を行ってきたが、より効果的な議論の機会を設けるため、十分な時間をとって議論を行うという趣旨で定期的に二者間の会合を行っており、今回が第3回目となる。今回の会合は、各々で進められているIFRSのエンドースメントの動向や国際会計基準審議会（IASB）で進められている主要なプロジェクトに対する見解について理解を深めることを目的としたものである。

ASBJからは小野委員長をはじめとする委員及び専門研究員が参加したほか、EFRAGからはアンドリュウ・ウォッチマン技術的専門家グループ（Technical Expert Group；TEG）議長兼CEO及びパトリシア・マクブライドテクニカル・ディレクターが参加した。

本稿では、EFRAGの代表者の発言を中心に議論の概要についてご紹介させていただく。

2. 主な議題

会合では、EFRAG及びASBJのそれぞれの最新の活動状況を確認するとともに、技術的な分野として、のれん、料金規制対象活動、マイナス金利、保険契約、及びIASBで進められているコミュニケーションの改善プロジェクトについて意見交換を行った。

3. 議事概要

(1) EFRAG 及び ASBJ の概要及び最新の活動状況

本セッションでは、EFRAG及びASBJの双方が、組織の概要と最新の活動状況の共有を行った。EFRAGの代表者からは、次の項目を中心に説明がなされた。

- EFRAGは欧州の公益に資する民間組織として2001年に創立され、その主な活動目的として、次の3点が紹介された。

➤IASB へのコメント・レター提出等、IASB の基準設定活動への貢献

➤積極的なリサーチ・プロジェクトへの欧州の関係者の参画

➤欧州委員会に対する IFRS のエンドースメント・アドバイスの提供

- EFRAG の総会 (General Assembly) の 16 名の構成は、欧州経営者連盟をはじめとした各産業界の代表者から 8 名、欧州各国の会計基準設定主体から 8 名となっている。

- EFRAG はエンドースメントにあたり、要件を設定している。技術的な要件として「目的適合性」、「信頼性」、「理解可能性」、「比較可能性」及び「慎重性」があるほか、「欧州の公益に資するものであること」という広い観点から影響分析を必要とする要件があることが紹介された。

- EFRAG は 2004 年に IAS 第 39 号のヘッジ会計の一部の項をカーブアウトすることとした以外は、IFRS をほぼ完全にエンドースしている。そのカーブアウトされた、EU がエンドースした IFRS は銀行 20 行が採用しているのみで、その他の上場企業が作成する連結財務諸表は EU がエンドースした IFRS と IASB が公表した IFRS に同時に準拠している。

- EFRAG の進行中のリサーチ・プロジェクトとして次のテーマの紹介がなされた。

➤のれん及び減損

➤資本性金融商品一リサイクリング及び減損

➤低金利及びマイナス金利の会計上の影響

(2) のれん

ASBJ から ASBJ のリサーチ状況について説明し、IASB ののれんと減損リサーチ・プロジェクトも踏まえて EFRAG ののれんの減損と償却に対する意見を伺った。

- のれんの減損派及び償却 + 減損派の意見は欧

州内でも分かれており、EFRAG として、償却、非償却に対する賛否の見解はない。

- EFRAG は取得前ヘッドルーム (PH) モデルに類似する、自己創設のれんの影響を可能な限り受けないのれんの減損テストの開発に取り組んでいる。

- (ASBJ リサーチの説明を受けて) のれんの償却の長所を概念レベルとアカウンタビリティの観点から説明することは、のれんの償却を支持するためにはよい出発点だ。

- のれんは期待するシナジー効果の価値を示す、あるいはのれんは企業結合の単なる過大又は過少払いを示す等、のれんの定義によってその耐用年数は異なる。

(3) 料金規制対象活動

IASB の基準開発及び関連プロジェクトの 1 つとなっている料金規制対象活動について、IASB による最新の審議の状況を踏まえた協議がなされた。EFRAG の代表者からは、主に次の点が共有された。

- 欧州の規制の状況は様々で、セクターごとに規制・規制緩和が分かれている。例えば電力はより規制されているが、通信は規制緩和が進んでいる。

- IASB の検討中のモデルの議論は明確ではなく、EFRAG として正式なポジションは固まっていない。

- 規制資産・負債の計上は、既に計上していた法域の関係者は賛成しているが、計上していない法域の関係者は反対している傾向がある。

- 概念フレームワークとの関連性の評価も忘れてはならない。

(4) マイナス金利

マイナス金利状況下で IAS 第 19 号「従業員給付」における確定給付金債務をどのように割

り引くかについて協議がなされた。EFRAG の代表者からは、主に次の点が共有された。

- 現時点で確定給付金債務の割引に使用される欧州の優良社債の市場利回りは、把握している限りマイナスではないため、割引率について実務的に大きな問題にはなっていない。
- 現金の保管コストを考慮すると、マイナス金利状況下の金利フロアはゼロではなく、ゼロより若干低いのではないかと。
- 確定給付金債務の測定目的は公正価値ではないが、市場から得られるインプットを測定に使用していることは、その全体像を複雑にしている。

(5) 保険契約

IASB の IFRS 第 17 号「保険契約」が当会合の開催中に公表され、保険契約に関する新基準について、協議がなされた。EFRAG の代表者からは、主に次の点が共有された。

- 保険契約者が投資している資産が何か、トータルリターンとは何かということを理解していなければならない。
- 欧州域内でも北欧州は現在価値ベース、南欧州はコスト・ベースと分かれていて、IFRS 第 17 号の適用の影響は様々であり、各保険会社の会計方針の調査は困難である。
- 年別コホートは保険会社のビジネスモデルとは整合性がないため、保険契約、義務の精査から、適用時の比較情報作成の負担等、懸念の声が上がっている。
- 欧州委員会へのエンドースメント・アドバイスは 2018 年までを予定している。

(6) IASB で進められているコミュニケーションの改善プロジェクト

2017 年 3 月に IASB が開示原則に関するディスカッション・ペーパー（開示原則 DP）を公表したことを受け、次の各論点について意見が

共有された。

- 効果的なコミュニケーションの原則について、EFRAG は主に開示の過負荷と効果的な開示のバランスの問題に取り組んでいる。タクソノミと XBRL に関しては、欧州証券市場監督局（ESMA）が欧州の単一の電子フォーマットの開発に取り組んでいる。
- 基本財務諸表の定義と目的を提案することは、新たな注記の目的が企業に提供され、企業が何を注記に含め、何を基本財務諸表に含めるべきかを柔軟に判断できるようになり、IASB にとって、より詳細な開示要求の開発が可能となる。
- 財務諸表の外で IFRS 情報を提供すること、及び財務諸表の中で非 IFRS 情報を提供することについて、欧州は会社法で IFRS より項目が多い財務報告書の準備が必要とされている。
- EFRAG は業績指標プロジェクトを開示プロジェクトではなく、包括的に基本財務諸表のプロジェクトの 1 つとして取り組んでいる。
- 開示原則 DP の中で紹介された、開示すべき会計方針の範囲の 3 つのカテゴリーすべてに重要性は関連し、IFRS が要求する企業固有の決定はすべて開示されるべきである。
- 会計方針の開示の目的は、企業がどのように IFRS を適用しているかを説明することであり、IFRS 自体を説明することではない。

4. おわりに

現在、我が国において、IFRS のエンドースメントに関する取組みが進められていることもあり、IFRS のエンドースメントについて 15 年以上の経験を有する EFRAG の活動や見解について我が国の関係者からも高い関心が示されている。

今回の会合は、欧州における IFRS のエンドースメントのあり方について理解が深められたほか、IASB で進められている主要プロジェクトについて日欧の関係者の見解について理解が共有されたこともあり、有意義であったと考えている。また、ビデオ会議等でコミュニケー

ションの頻度を高めることで、両者の関係を強化していくことが同意されたことは、今回の会合が両者にとって有益であったことを証明しているのではないだろうか。次回会合は、2018 年に EFRAG の事務所があるブリュッセルで行うことを予定している。

